

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第4項の規定に基づく同条第1項の機関の組織および運営ならびにその他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の機関の名称は、鯖江・丹生消防組合行政不服審査会(以下「審査会」という。)とする。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人をもつて組織する。

2 審査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員および臨時委員)

第4条 委員および臨時委員(以下「委員等」という。)は、学識経験を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

6 委員等は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員および議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員等の過半数で決する。

(手数料等)

第7条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項および法第81条第3項の規定により読み替えて適用する法第78条第4項の手数料は、無料とする。

2 法第38条第1項および法第78条第1項に規定する写しの交付または書面の交付を受ける審査請求人または参加人は、当該交付を受けるために要する費用について、規則で定める額を負担しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第1項の規定による審査会の委員等の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。